

平成29年度 第2回品川区総合教育会議次第

平成30年2月28日(水)午後5時30分～
品川区役所第二庁舎4階災害対策本部室

司会:総務部長

1. 開 会

2. あいさつ 品川区長

3. 議 題 議事進行:区長

(1)教育委員会からの協議・報告事項について

①協議

教員の働き方改革について

②報告

学事制度審議会について

(2)その他

・地域資源や伝統・文化等の教育の充実について

4. 閉 会

平成 29 年度第 2 回品川区総合教育会議出席者

1.出席者

品川区長 濱野 健

品川区教育委員会

教育長 中島 豊

教育長職務代理者 菅谷 正美

委員 富尾 則子

委員 海沼 マリ子

委員 塚田 成四郎

2.区理事者

総務部：総務部長 榎本 圭介

総務課長 米田 博（事務局）

教育委員会事務局：教育次長 本城 善之

庶務課長 品川 義輝

学務課長 有馬 勝

指導課長 熊谷 恵子

学校計画担当課長 篠田 英夫

教育総合支援センター長 大関 浩仁

品川図書館長 横山 莉美子



学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」について

趣旨

教員の長時間労働が社会問題となっている。長時間勤務の常習化は、教員の心身の健康に影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な課題である。

このため、品川区では誇りとやりがいをもち、教員が健康で充実して働き続けることができるよう、一層学校働き方改革に取り組んでいく。

経緯

- 平成 29 年 7 月 6 日
学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」の検討開始
- 平成 29 年 9 月 5 日
学校働き方改革「しながわ働き方ルネサンス」の実施について（通知）
- 平成 29 年 9 月 21 日
「広報しながわ」（教育特集号）で概要説明

現状

※1日あたりの平均在校時間

	小学校	中学校
副校長	12 時間 55 分	12 時間 09 分
教諭 (主幹・主任教諭含む)	11 時間 27 分	11 時間 32 分

※「東京都公立学校教員勤務実態調査」より（平成 29 年度実施・速報値）

業務負担感ワースト5

<副校長>

順位	副校長の業務	負担感 (%)	
		小学校	中学校
1	国や教育委員会の調査等	83.7	84.7
2	給食費の集金、未納者への対応	64.2	64.3
3	学校徴収金に関する業務	60.8	65.5
4	保護者・地域からの要望・苦情等の対応	60.5	63.5
5	文書の整理・保存・廃棄	58.5	59.7

<教員>

順位	教職員の業務	負担感 (%)	
		小学校	中学校
1	国や教育委員会の調査等	87.6	86.4
2	研修会や教育研究の報告書等の作成	72.9	71.5
3	保護者・地域からの要望・苦情等の対応	71.4	71.1
4	児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計	69.3	67.2
5	成績一覧表・通知表、指導要録の作成	65.2	63.2

※文科省「学校現場における業務改善のためのガイドライン 2015」より

品川区の取組み

人的措置	環境整備	意識改革
<ul style="list-style-type: none"> ■区費非常勤事務の配置 ■区費非常勤講師の配置 ■指導助手の配置 ■固有教員の配置 ■JTEの配置 ■学校施設開放業務外部委託 ■品川コミュニティスクールの実施(COの活用) <p>◎部活動外部指導員の拡充</p> <p>◎SSS（スクールサポートスタッフ）等の配置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■PC一人一台配備 ■出退勤システムの導入（H19年度～） ■校務システムの導入（H20年度～） ■グループウェアの活用 ■ストレスチェックの実施 ■調査事務の軽減 ■学校宛通知方法の工夫 ■ICT機器の導入 <p>◎在校時間のデータ提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■夏季休業日の施設管理員配置（3日程度の学校閉庁日を設定） ■管理職の自己申告にライフワークバランスの取組みを設定 ■定時退勤日の設定 ■保護者・地域への働き方改革の周知

教員の働き方改革

ご存じですか。教員の勤務時間
品川区立の小・中・義務教育学校の教員の勤務時間は、休憩時間を含めおよそ午前8時15分から午後4時45分に定められています。開始時間や終了時間は学校によって異なりますが、どの学校も所定の勤務時間は1日7時間45分です。
実際には授業準備や生活指導のために夜遅くまで学校に残っている教員も多く、教員の長時間勤務は今や社会問題となっています。
品川区教育委員会では、教員の負担を軽減し、児童・生徒に余裕をもって向き合えるよう「働き方改革」を推進します。

今後は、定時一斉退勤日や部活動休養日を設けるなど、精力的に取り組んでいきますので、ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 指導課教職員人事係 ☎5742-6831 Fax5742-6892

【広報しながわ（教育特集号）】

◎部活動休養日の設定

◎：平成30年度以降に実施予定

学事制度審議会の審議状況および今後の予定について

1 開催実績等（第1回～第17回）

回	日 時	議 題
第1回	平成28年10月27日（木）	◆ 委員委嘱、正副委員長の選任、諮問他
第2回 ～ 第12回	平成28年11月から 平成29年9月まで 概ね月1回開催	◆ 各審議事項（学区域、学校選択制、学校規模、学校種・地域バランス、学校改築）の検討
第13回	平成29年9月29日（金） 午後4時～5時	◆ 中間答申
※パブリックコメント実施（平成29年10月21日～11月4日）		
第14回	平成29年11月13日（月） 午前9時～10時30分	◆ 中間答申に対するパブリックコメント意見について ◆ 中間答申に関する教育委員の意見について
第15回	平成29年12月15日（金） 午前9時30分～11時30分	◆ 最終答申に向けた諸課題の整理 ・ 義務教育学校に関する検討事項について ・ 学校規模に関する課題と対応等について
第16回	平成30年1月19日（金） 午前9時30分～11時30分	◆ 最終答申に向けた諸課題の整理 ・ 学校選択制に関する検討事項について ・ 学区域に関するシミュレーション等について
第17回	平成30年2月6日（火） 午前9時30分～11時30分	◆ 最終答申（案）について

2 最終答申までの開催予定

第18回：平成30年3月2日（金）

第19回：平成30年3月22日（木） 最終答申（予定）

品川区学事制度審議会

中間答申

近年、就学人口の急激な増加や義務教育学校の設置など、品川区の学校を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況を受け、区では、「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」の方針のもと、これからの子どもたちにとってより良い教育環境を確保するため、平成28年10月に「品川区学事制度審議会」を設置し、教育に関する制度など(学区域、学校選択制、学校規模など)について検討を重ねてきました。「中間答申」は、これまでに行われた審議の内容を整理したものです。

品川教育ルネサンスーFor The Next Generationーの取り組み

「品川教育ルネサンスーFor The Next Generationー」とはこれまで進めてきた教育改革「プラン21」の成果を踏まえ、変化する社会状況や複雑・多様化する教育課題などを背景に、次代を見据えた新しい品川教育を再構築する取り組みです。

品川教育ルネサンスの取り組みの③つの柱

- ① 小・中・義務教育学校の異なる学校種が存在する中で、それぞれの特色を活かした質の高い教育活動の推進
- ② 品川コミュニティ・スクールの実施により、学校の主体性を高めるとともに地域との協働による教育活動を展開する学校体制の構築
- ③ これからの時代を生き抜く児童・生徒の資質・能力を育成する9年間の一貫したカリキュラムの実現

「中間答申」の全文は、品川区ホームページでご覧になれます。



【品川区ホームページ】品川区学事制度審議会のページへのアクセス

<http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/hp/menu000030000/hpg000029982.htm>

「学事制度審議会中間答申」の概要

I 区立学校の学区

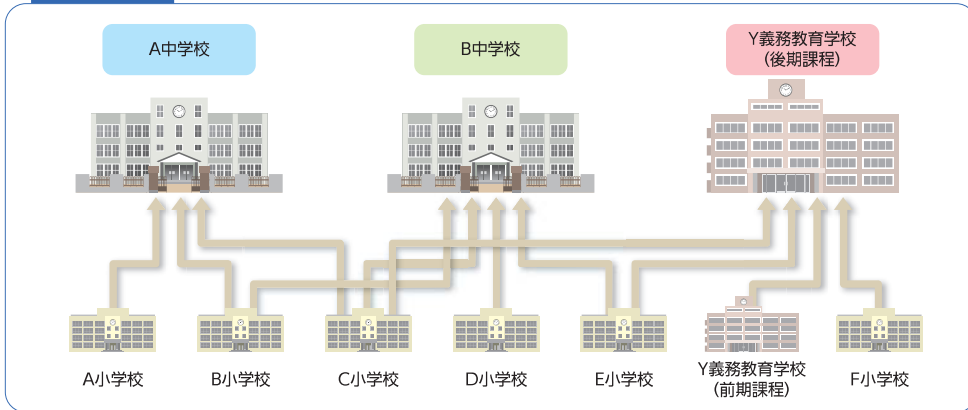
現状・課題

- 小学校(義務教育学校前期課程を含む)の学区が複数の中学校(義務教育学校後期課程を含む)の学区に分かれているところがあり、小・中学校間の連携を図りづらい状況があります。
- 就学人口急増地域の区立学校の受入体制を整える必要があります。

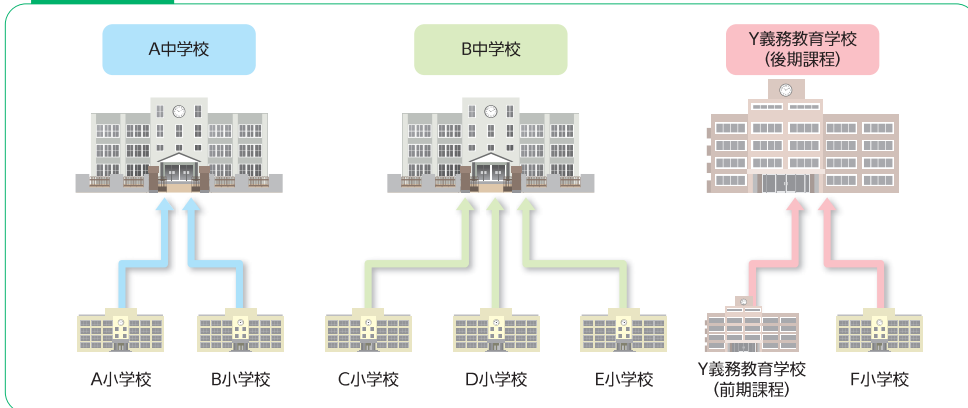
審議会の考え方

- 義務教育9年間の一貫教育をさらに推進するために、各中学校・義務教育学校と連携する小学校を設定してグループ化し、その小学校の学区がすべて収まるように中学校の学区を見直すことが適当です。
- 小学校等の学区は原則として変更しないことが適当と考えますが、就学人口の急増などにより施設の受け入れが困難な場合には、小学校の学区を必要最小限度で見直すこともありうるものと考えます。

現行制度



制度見直し後



II 学校選択制について

現状・課題

- 保護者からの評価は高く、特色ある学校づくりなどの成果も表れています。
- 東日本大震災を機に災害時などの子どもの安全に対する意識が高まり、遠距離通学に対して不安を感じるとの声があります。
- 学校選択時に抽選となる学校が近年増えています。
- 地域の絆が薄れることへの懸念の声があります。

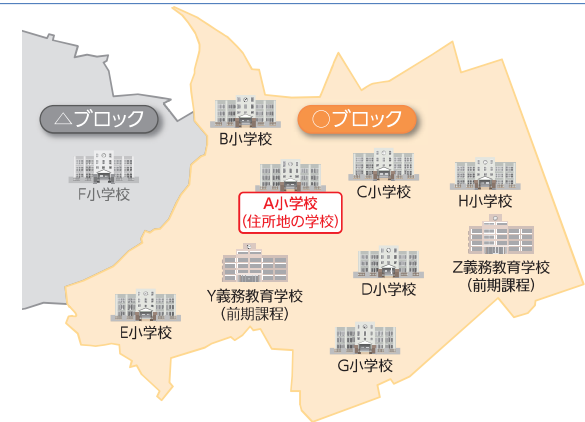
審議会の考え方

- 小学校の学校選択は、地域とともにある学校づくりをより一層推進する観点から、これまでのブロック内選択制を廃止して、住所地の学校と隣り合う学区の学校から選択することができる仕組みにすることが適当です。
- 小学校の選択の際、住所地や隣り合う学区に義務教育学校がない場合でも、必ず小学校と義務教育学校のいずれかを選ぶようにする必要があります。
- 中学校の学校選択は、これまでの区内全域からの自由選択を維持することが適当です。そのうえで、一貫教育の効果をより高めるため、抽選の際に優先順位を設定するなど、制度の運用において一段と工夫を凝らすことが重要です。

現行制度

【小学校の学校選択制】

- この例では、住所地のA小学校以外に○ブロック内の8校(B、C、D、E、G、H)の各小学校、Y、Zの各義務教育学校(前期課程)が選択の対象となります。



制度見直し後

【小学校の学校選択制】

- この例では、住所地のA小学校以外に隣接する6校(B、C、D、E、F)の各小学校、Y義務教育学校(前期課程)が選択の対象となります。

